

日本労働年鑑 第52集 1982年版  
The Labour Year Book of Japan 1982

第三部 労働政策

III 賃金政策

2 最低賃金制の運用状況

地域別最低賃金の改定

最低賃金制運用の中心となっている地域別最低賃金については、一九七七年一二月の中央最低賃金審議会の答申により、中央で改定の目安を作成し、地方最低賃金審議会に提示することになっている。八〇年七月二九日、中央最低賃金審議会(金子美雄会長)は、八〇年度地域別最低賃金額改定の目安について答申をおこなった。

答申の骨子は、前年度と同様の方式により、全国の都道府県をA、B、C、Dの四つのランクに分け、Aランク日額一九五円、Bランカー八九円、Cランカー七九円、Dランカー六九円を引き上げるとするものである。

答申の前文には、前年と同じように、目安が「地方最低賃金審議会の自主的な審議決定を拘束するものではない」と付言しているが、今年は、さらに、「一般的な又は特別の地域的、産業的な賃金状態等の事情を踏まえ実態に即した自主的な判断を下しうる」とつけ加えている。これは、前年、京都市において北部と南部の二本建としたことにたいして、この方式が可能であることを示したものである。

従来、各ランクとも端数を調整した五円きざみの金額であったが、今年が目安は、そのままの数値を目安額にしたところに特色があった。また、前年は、公益・労働委員の賛成、使用者委員反対となったが、今年は公・労・使の賛成で目安が提示された。この答申を参照して、地方での審議がおこなわれ、結局、第126表のように八〇年度の金額がきめられた。

適用状況と水準

八一年三月末現在における最低賃金の適用状況は第127表のとおりである。産業別最低賃金のうち二件(石炭鉱業および金属工業等)は中央の審議会方式によるものである。その他は地方別に決定され、第128表、表側の一〇産業におけるものである。これらの最賃額は第128表のとおりで、地域別最低賃金の平均は二八一二円である。

【参考資料】(1)『人事院月報』、(2)『賃金実務』、(3)『賃金と社会保障』。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

